

生徒心得

本校の教育目標に従い、規律ある明るい学校生活を送るために、高校生としての自覚と誇りを持ち、積極的に次のきまりを守ること。

1 生活一般

- (1)礼儀 常に礼儀を重んじ、明朗なあいさつと、はきはきした応答を心がけ、親しみのある人間関係をつくる。
- (2)時間 時間を守る習慣をつける。
いつも「5分前精神で」
- (3)行動 節度をわきまえ、折目正しい行動を心がける。
 - ア 飲酒、喫煙、暴力行為、怠業は厳禁する。
 - イ その他、教育上好ましくない行動をとらない。

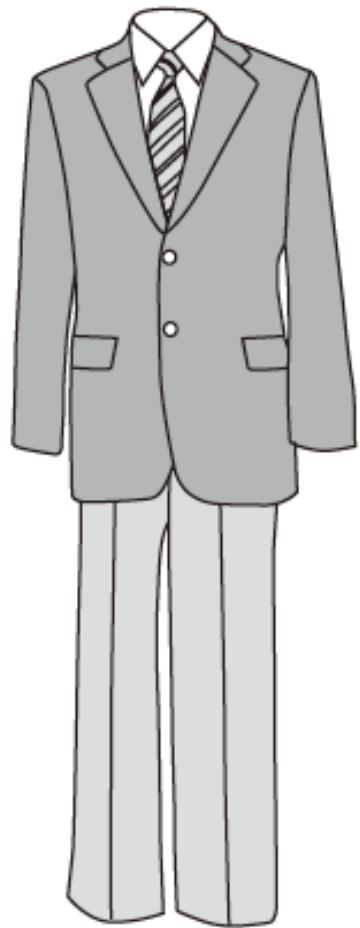
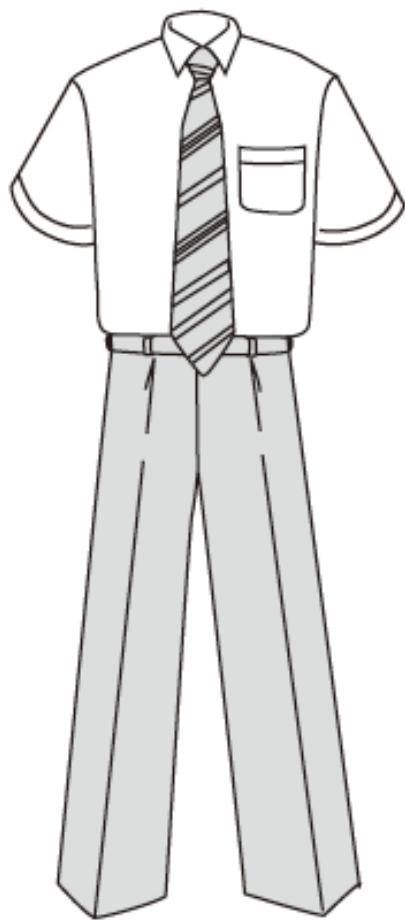
2 登下校、外出

- (1)登校 始業5分前（予鈴）までに登校する。
- (2)外出 登校後より授業終了まで校外に出てはならない。やむをえない用事のため外出するときは、学級担任に届け出て許可を受ける。
- (3)下校 最終下校時刻17：00
- (4)居残り 最終下校時刻17：00後の居残りは、関係職員の指導ある場合に限り認める。
- (5)休日登校 関係職員の指導ある場合に限り認める。

- (6)通学 交通道徳を守り、常に安全に留意し、
他人に迷惑をかけないよう努める。
- ア 自動車、オートバイは許可しない。
(やむをえない事情により保護者が送迎
する場合は事前に学級担任へ届け出ること。それ以外は一切認められない。)
- イ 自転車通学をする者は学級担任に届け出
て、学年の許可を受ける。
- ウ 好ましくない遊戯場や飲食店に立ち入ら
ない。

3 服 裝 (制服を着くずすことなく、きちんと着ること。)

- (1)制服 本校指定の制服を着用する。
- ア 冬服 (4・5月、10月～3月)
4月1日～5月31日と10月1日～3月31日
は本校指定の冬用制服を着用する。
男子 プレザー、ズボン、白ワイシャツ、
ネクタイ
女子 プレザー、スカートまたはスラック
ス、白ブラウス、リボンまたはネク
タイ
- イ 夏服 (6月～9月)
6月1日～9月30日は本校指定の夏用制服
を着用する。特に気温が低い場合には制服
のプレザーを着用しても良い。



※スラックスも可

男子 ズボン、白ワイシャツまたは白のポロシャツ、ネクタイ（ワイシャツの時のみ）、ニットベスト（セーター、カーディガンと同色とする）

女子 白ブラウスまたは白のポロシャツ、スカートまたはスラックス、リボンまたはネクタイ（ブラウスの時のみ）、ニットベスト（セーター、カーディガンと同色とする）

ウ 移行期間（5月・10月）

5月・10月は気候の状況により冬用制服を着用しても、夏用制服を着用してもよい。

エ 始業式、終業式などは必ずプレザー、ネクタイ、リボンを着用する。（夏用制服時はポロシャツ可）

オ コート類の色は黒・紺・茶・グレー・ベージュ・白とし、デザインや柄のついていないシンプルなものとする。

カ セーター、カーディガンを着用する場合の色は黒・紺・茶・グレー・ベージュ・白のVネックで無地のものとし、パーカー、ジャージ、スウェット等は禁止する。また、セーター、カーディガンを着用する時には、プレザーを着用する。セーター・カーディガンのみの着用は認めない。

キ ソックスの色は、黒、紺、グレー、白の

無地とする。(ルーズソックスやアンクルソックスなどは不可)

ク 事情により制服で登校できない場合は、学級担任に届け出て許可を受け、必要に応じて生徒手帳で提示できるようにしておく。

(2)校章 プレザーの左襟えりにつける。

(3)履物

ア 上履と体育館履は本校指定のものとする。

イ 通学時は靴とする。サンダル・スリッパ等を履いてはならない。

(4)頭髪 常に清潔にし、パーマ・染色・脱色等、加工することを禁止。頭髪の変色の原因となるドライヤー、ヘアーアイロン等の過度な使用については、注意すること。また、髪毛の一部を刈り込むまたは剃り込むなどの特異な髪型を禁止する。エクステ等の付け毛、カツラは禁止する。

(5)化粧・装身具 指輪・ネックレス・ピアス・マニキュア・口紅・カラーコンタクト等、学校生活に関係のない化粧や飾りは禁止する。

4 校内活動

(1)集会 印刷物配布・掲示・募金・署名・調査等の活動を行うときは、関係職員を通じて生徒指導部の許可印を受ける。

(2)掲示

- ア 生徒会の許可印を受ける。
- イ 所定の場所に掲示し、掲示責任者は期限を守り責任をもって撤去する。(期限は2週間以内)

ウ 教室内については学級担任と相談する。

- (3)物品の売買 生徒間の物品売買は厳禁する。
- (4)校内施設 備品類は常に大切に取扱い、万一破損または紛失したときは関係職員に届け出て指示を受ける。

校内でゲーム機、携帯電話などを充電する行為、その他電気の無断使用は禁止する。

ホームルームで施設校具を利用するときは、前日までに関係職員に願い出る。

- (5)放送 別に定める。

- (6)他校生との交流 部活動、生徒会などで他校との交流を行う場合、関係職員と相談の上、校内特別活動許可を受ける。

- (7)活動停止 次の項目に該当した場合、活動を停止させる。

ア 生徒心得に反するもの

- イ 各考查前1週間、考查期間中
ただし、公式的行事等がある場合は、校内特別活動許可願を生徒指導部へ提出し、関係職員の指導により活動できる。

5 校外活動

アルバイト 原則として許可しない。やむをえ

ない理由でアルバイトをする場合は保護者が学級担任に相談する。

6 所 持 品

- (1)必携 生徒手帳、生徒証（身分証明書）
- (2)記名 所持品には必ず記名する。
- (3)貴重品 不必要な金銭、貴重品、遊戯物は持参しない。貴重品は各自管理する。
- (4)違法物品所持 違法な物品（偽造カードなど）は所持しない。
- (5)拾得物・遺失物・盗難のあったときは、直ちに関係職員に届け出る。
- (6)携帯電話等の通信機器 使用可能な時間以外は電源を切り、ロッカーの中にしまうこと。

7 学 級 週 番 （日直）のしごと

ア 学級日誌を担任から受けとり、日誌を記入し放課後学級担任に提出する。

イ 教室の整理整頓等、教室の管理にあたる。

8 特 別 指 導

以上生徒心得（1～7）に著しく違反する、または学校内外に関わらず他者に迷惑をかけた生徒には、特別指導を行い、反省を求める。